

静岡市市民活動センター条例改正新旧対照表 (概要)

平成 20 年 10 月 8 日現在

生活文化局 市民生活部 市民生活課

現行	改正案	備考										
<p style="text-align: center;">静岡市市民活動センター条例</p> <p style="text-align: right;">平成 18 年 3 月 24 日 条例第 33 号</p> <p>(設置)</p> <p>第 1 条 静岡市は、市民活動(市民が営利を目的とせず、本市の社会的課題の解決に取り組む公益のための活動であって、規則で定めるものをいう。以下同じ。)を促進することにより活力ある地域社会を実現するため、市民活動センターを設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 市民活動センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="249 1010 984 1138"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡市清水市民活動センター</td> <td>静岡市清水区港町二丁目 1 番 1 号</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 3 条(事業)</p>	名称	位置	静岡市清水市民活動センター	静岡市清水区港町二丁目 1 番 1 号	<p style="text-align: center;">静岡市市民活動センター条例</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日 条例第 号</p> <p>(設置)</p> <p>第 1 条 静岡市は、市民活動(市民が営利を目的とせず、本市の社会的課題の解決に取り組む公益のための活動であって、規則で定めるものをいう。以下同じ。)を促進することにより活力ある地域社会を実現するため、市民活動センターを設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 市民活動センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1060 1010 1795 1213"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡市清水市民活動センター</td> <td>静岡市清水区港町二丁目 1 番 1 号</td> </tr> <tr> <td>静岡市番町市民活動センター</td> <td>静岡市葵区一番町 50 番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 3 条(事業)</p>	名称	位置	静岡市清水市民活動センター	静岡市清水区港町二丁目 1 番 1 号	静岡市番町市民活動センター	静岡市葵区一番町 50 番地	
名称	位置											
静岡市清水市民活動センター	静岡市清水区港町二丁目 1 番 1 号											
名称	位置											
静岡市清水市民活動センター	静岡市清水区港町二丁目 1 番 1 号											
静岡市番町市民活動センター	静岡市葵区一番町 50 番地											

(開館時間)

第 4 条 センターの開館時間は、午前 9 時から午後 9 時 30 分(日曜日は、午後 6 時)までとする。ただし、センターの施設のうち第 2 会議室にあっては、午後 6 時(日曜日及び土曜日は、午前 9 時)から午後 9 時 30 分(日曜日は、午後 6 時)までとする。

2 前項の規定にかかわらず、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日におけるセンターの開館時間は、午前 9 時から午後 6 時までとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、第 19 条の規定による指定を受けてセンターの管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て前 2 項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 5 条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 毎月の第 1 水曜日及び第 3 水曜日
- (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(事務ブース等の利用者の範囲)

第 6 条 センターの施設のうち次の各号に掲げる施設を利用するこ

(開館時間)

第 4 条 センターの開館時間は、午前 9 時から午後 9 時 30 分(日曜日は、午後 6 時)までとする。ただし、清水市民活動センターの施設のうち第 2 会議室にあっては、午後 6 時(日曜日及び土曜日は、午前 9 時)から午後 9 時 30 分(日曜日は、午後 6 時)までとする。

2 前項の規定にかかわらず、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日におけるセンターの開館時間は、午前 9 時から午後 6 時までとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、第 19 条の規定による指定を受けてセンターの管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て前 2 項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 5 条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 毎月の第 1 水曜日及び第 3 水曜日
- (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(事務ブース等の利用者の範囲)

第 6 条 センターの施設のうち次の各号に掲げる施設を利用するこ

とができるものは、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 事務ブース及びロッカー 市民活動を行う団体で、本市の区域内において主な活動を行うもののうち市長が適当と認めるもの
- (2) 第1会議室及び第2会議室 市民活動を行う団体又は個人

第7条(事務ブース等の利用の許可)

(利用の許可の期間)

第8条 センターの施設のうち事務ブースの利用の許可の期間は、1年以内とする。

- 2 前項の期間は、利用しようとするものの申請に基づき、当該事務ブースの利用を開始した日から起算して3年を超えない範囲内において更新することができる。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、3年を超えて更新することができる。

第9条(利用の不許可)

(使用料の納付)

第10条 第7条第1項の規定による利用の許可を受けたもの(以下「事務ブース等利用者」という。)のうちロッカー及び会議室を利

とができるものは、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 事務ブース、貸事務室及びロッカー 市民活動を行う団体で、本市の区域内において主な活動を行うもののうち市長が適当と認めるもの
- (2) 会議室 市民活動を行う団体又は個人

第7条(事務ブース等の利用の許可)

(利用の許可の期間)

第8条 センターの施設のうち事務ブース、貸事務室及びロッカーの利用の許可の期間は、1年以内とする。

- 2 前項の期間(ロッカーに係るものを除く。)は、利用しようとするものの申請に基づき、当該施設の利用を開始した日から起算して3年を超えない範囲内において更新することができる。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、3年を超えて更新することができる。

第9条(利用の不許可)

(使用料の納付)

第10条 第7条第1項の規定による利用の許可を受けたもの(以下「事務ブース等利用者」という。)のうちロッカー及び会議室を利

用するものは、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に納期限を定めるときは、当該納期限までに使用料を納付しなければならない。

- 2 事務ブース等利用者のうち事務ブースを利用するものは、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。
- 3 前項の場合において、同項に規定するものは、毎月末日までに、翌月分の使用料を納付しなければならない。ただし、利用を開始する日の属する月の使用料の納期限は、市長が別に定める。

第 11 条(使用料の減額又は免除)

第 12 条(使用料の不還付)

第 13 条(利用の目的の変更等の禁止)

第 14 条(特別の設備等)

第 15 条(利用の許可の取消し等)

第 16 条(入館の制限)

第 17 条(原状回復の義務)

用するものは、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に納期限を定めるときは、当該納期限までに使用料を納付しなければならない。

- 2 事務ブース等利用者のうち事務ブース及び貸事務室を利用するものは、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。
- 3 前項の場合において、同項に規定するものは、毎月末日までに、翌月分の使用料を納付しなければならない。ただし、利用を開始する日の属する月の使用料の納期限は、市長が別に定める。

第 11 条(使用料の減額又は免除)

第 12 条(使用料の不還付)

第 13 条(利用の目的の変更等の禁止)

第 14 条(特別の設備等)

第 15 条(利用の許可の取消し等)

第 16 条(入館の制限)

第 17 条(原状回復の義務)

第 18 条(損害賠償の義務)

第 19 条(指定管理者による管理)

第 20 条(指定管理者の指定の申請)

第 21 条(指定管理者の指定の基準)

第 22 条(指定管理者の指定等の公告)

第 23 条(指定管理者の業務の範囲)

第 24 条(指定管理者の原状回復の義務)

第 25 条(委任)

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 10 月 27 日から施行する。ただし、第 1 条、第 2 条及び第 19 条から第 23 条までの規定は、公布の日から施行する。

第 18 条(損害賠償の義務)

第 19 条(指定管理者による管理)

第 20 条(指定管理者の指定の申請)

第 21 条(指定管理者の指定の基準)

第 22 条(指定管理者の指定等の公告)

第 23 条(指定管理者の業務の範囲)

第 24 条(指定管理者の原状回復の義務)

第 25 条(委任)

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 10 月 27 日から施行する。ただし、第 1 条、第 2 条及び第 19 条から第 23 条までの規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 7 月 25 日条例第 85 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第 10 条関係)

1 事務ブース及びロッカー使用料

区分	単位	使用料
事務ブース	1 ブース 1 月につき	5,000 円
ロッカー	1 個 1 月につき	300 円

備考 利用期間に 1 月に満たない端数がある場合は、これを 1 月として計算する。

2 会議室使用料

室名	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
----	----	----	----	-------	-------	----

附 則(平成 18 年 7 月 25 日条例第 85 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 年 月 日条例第 号)

この条例は、公布の日から起算して 12 月を超えない範囲において規則で定める日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、公布の日から施行する。

別表(第 10 条関係)

1 静岡市清水市民活動センター

(1) 事務ブース及びロッカー使用料

区分	単位	使用料
事務ブース	1 ブース 1 月につき	5,000 円
ロッカー	1 個 1 月につき	300 円

備考 利用期間に 1 月に満たない端数がある場合は、これを 1 月として計算する。

(2) 会議室使用料

室名	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
----	----	----	----	-------	-------	----

	午前 9 時から 午後 正 まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 9 時 30 分まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで
第 1 会議室 及び 第 2 会議室	600 円	800 円	900 円	1,300 円	1,500 円	2,200 円

備考 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日については、午前(午前 9 時から正午まで)、午後(午後 1 時から午後 6 時まで)及び午前・午後(午前 9 時から午後 6 時まで)の区分とし、午前の使用料にあつては 600 円と、午後の使用料にあつては 1,000 円と、午前・午後の使用料にあつては 1,500 円とする。

	午前 9 時から 午後 正 まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 9 時 30 分まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで
第 1 会議室 及び 第 2 会議室	600 円	800 円	900 円	1,300 円	1,500 円	2,200 円

備考 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日については、午前(午前 9 時から正午まで)、午後(午後 1 時から午後 6 時まで)及び午前・午後(午前 9 時から午後 6 時まで)の区分とし、午前の使用料にあつては 600 円と、午後の使用料にあつては 1,000 円と、午前・午後の使用料にあつては 1,500 円とする。

2 静岡市番町市民活動センター

(1) 事務ブース、貸事務室及びロッカー使用料

区分	単位	使用料
事務ブース	1ブース1月につき	5,000 円
貸事務室	1室1月につき	10,000 円
ロッカー	1個1月につき	300 円

ブース(共有
含む)
@ 7 m²
事務室
@ 12.2 ~
12.7 m²

備考 利用期間に 1 月に満たない端数がある場合は、これを 1 月として計算する。

(2) 会議室使用料

室名	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 9 時 30 分まで	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで
大会議室	600 円	800 円	900 円	1,300 円	1,500 円	2,200 円
中会議室	450 円	600 円	650 円	950 円	1,100 円	1,600 円
小会議室	300 円	400 円	450 円	650 円	750 円	1,100 円

大会議室収容：約 70 人
 平日昼間
 @200 円/時間
 夜間@257 円
 午前午後@176 円

中会議室収容：35 人
 平日昼間
 @150 円/時間

小会議室収容：約 20 人
 平日昼間
 @100 円/時間

備考 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日については、午前(午前 9 時から正午まで)、午後(午後 1 時から午後 6

時まで)及び午前・午後(午前 9 時から午後 6 時まで)の区分とし、
大会議室の午前の使用料にあつては 600 円と、午後の使用料にあつては 1,000 円と、午前・午後の使用料にあつては 1,500 円とし、
中会議室の午前の使用料にあつては 450 円と、午後の使用料にあつては 750 円と、午前・午後の使用料にあつては 1,100 円とし、
小会議室の午前の使用料にあつては 300 円と、午後の使用料にあつては 500 円と、午前・午後の使用料にあつては 750 円とする。